

## 1 事業の概況

生活自立支援事業：江東区内生活保護受給世帯員対象。疾病・障害等により居宅生活上の課題を抱えたケースに対し、安定した地域生活を送れるように支援を行う。

まなびサポート事業：生活保護の有無に関わらず、生活困窮家庭の子ども・親に対し、各種制度の案内を行い、子どもの居場所作りと学習支援を行う。

## 2 主要目標と取組

- (1) 精神疾患等による様々な課題を抱える被保護者に対し、医療・保健・福祉等の社会資源を有効活用しながら相談、助言を行い、居宅生活の安定を図る。
- (2) ケースへの個別支援により、福祉事務所担当ケースワーカーの業務を補完する。
- (3) 生活保護受給世帯及び生活困窮世帯の児童・生徒が、将来自立した社会生活を営むことが出来るように支援を行い、貧困の連鎖を防止する。
- (4) 変化する行政ニーズを汲み取り、支援方法・支援内容の向上を目指す。
- (5) 生活自立支援年間数値目標 ※まなびサポート事業を除く

	所管	利用者数	支援回数（訪問・同行・所内面接等）
平成29年度実績 （見込み）	保護第一課	75人	1,400回
	保護第二課	50人	1,400回
平成30年度	保護第一課	70人	1,400回
	保護第二課	45人	1,400回

## 3 管理運営

- (1) 生活自立支援事業・まなびサポート事業各支援員によるきめ細かい支援の実施
  - ① 居宅訪問、面接、電話相談によって生活状況を把握するとともに、ケースの抱える日常生活上の課題や、疾病・障害等の相談・助言・支援を行う。
  - ② 病院や各種施設、学び塾等の関係機関への連絡・調整・同行を行う。
  - ③ 保健所、就労支援センター、障害者支援課、子育て支援課等の行政機関との関係を密にし、連携して支援に当たる。
- (2) 支援の充実のためのさらなる連携と協働
  - ① 社会資源の有効活用とともにケースワーカーと情報共有し協働して支援を行う。
  - ② 対象ケースの「子どもの居場所作り」への取組を始める。

## 4 その他

- (1) まなびサポート事業の新しい取組
  - ① 昨年度までの「自ら介入」から「関係機関と連携して介入」への転換
  - ② 生活保護世帯以外の貧困家庭の子どもの掘り起こし方法の確立
  - ③ 学び塾対象外の学力不振の子ども支援の場（子ども食堂、児童館、プレ学び塾等）の次年度展開の準備 ※学び塾は通知表「1」が対象外となる予定
  - ④ 保護一課・二課、両課間の支援方法の平準化
- (2) 福祉事務所担当ケースワーカーとの連携
  - ① 福祉事務所担当ケースワーカーに支援状況を逐次報告し支援の連携を図る。
  - ② ケースの地域生活の安定に向けて、支援上の提案を随時行う。
  - ③ 広報誌（年3回）を発行し、事業の活用事例等を周知し、事業利用促進を図る。
- (3) 地域社会資源との連携
  - ① 保健所・医療機関・作業所・地域活動センター・子ども家庭センター・児童相談所・学校・児童館等の社会資源との情報の共有や協力体制の構築に努める。
  - ② 就労準備支援事業および保護施設通所事業との連携により、地域生活移行の円滑化と地域生活の安定化を図る。
- (4) 支援員の技術向上
  - ① 定期的な会議の中に研修報告や事例検討等を組み込み、各自の技術向上を図る。